

出た！「梶山私案」

梶山静六前官房長官が、2日の記者会見で、公的資金による金融機関への資本注入に関する私案を発表した。新聞でその要旨を読んで少なからぬ驚きと共感を覚えた。そこで、この私案をたたき台にその意味と意義を私なりに考えてみたい。

公的資金と一言でいうが、これは紛れもなく税金である。税金を銀行とはいえ民間企業に投入するからにはそれなりの論理と倫理が求められる。こうした考えに立って提出されたのが「梶山私案」であると思う。その概要は次のようになる。

1. 現状分析

「30兆円構想」は、金融安定化の目的を果たしておらず、このままではモラルハザード(倫理の欠如)が決定的になる肝心の不良債権処理が進まない、等の問題がある。

2. 対応策

各銀行の不良債権を厳密に確定させ、強制的に引当て処理(償却)をさせる。具体的には、全銀行の全ての貸出債権を精査させ、不良債権を4つに分類する。

第4分類(回収不能)は100%、第3分類(回収に重大懸念)は75%、第2分類(回収懸念)は20%、それぞれ強制的に償却させる。

引当て後の自己資本比率によって銀行を、非区分(国内基準4%以上)、第1区分(同2~4%)、第2区分(同0~2%)、第3区分(同0%以下)に分け、第1区分から第3区分の銀行を公表する。

区分後の銀行に対し、第3区分(債務超過)銀行には、信用不安を起ささないよう慎重に配慮しつつ、解体処理方式(営業譲渡)や分社化(持株会社活用)を活用して処理する。

第1区分第2区分の銀行には、優先株等の買取りで資本注入を実施。その際、銀行には普通株の減資の実施、代表権のある取締役全員辞任、また減資に応じたりストラの実施を求める。

今3月期決算までに数字を確定「金融システム改革特別期間」とする。この処理には数年の時間はかかるが、この大手術を進めれば金融業界の再編につながり、残った銀行は優良銀行として再生できる。

少し解りにくいかもしれないが以上が「梶山私案」の概要である。この私案の最大のポイントは、不良債権の厳格な償却実施とその結果生じた問題銀行の強制処理にある。

この私案に政治的思惑があるのかどうかは知らないし興味もない。巷間言われているように自民党執行部への揺さ振りが狙いかもしい。それでも与党有力者からこうした私案が出てきたことに正直言って驚いた。

その驚きを自分なりに分析してみると、この私案が正論と思われたからであり、その正論が従来のイメージで言えば銀行業界の加護者である筋から出てきたからである。公的資金投入を前にしても、依然として「甘い経営」を温存しようとしている銀行業界への痛烈なパンチが与党筋から出てきたことに、銀行や大蔵・日銀のエリート達は大粒の冷や汗を流したに違いない。

「金融システムの安定」の名のもとに大手銀行全てに公的資金を投入するやり方については、賛否両論あって議論が錯綜しているが、日本の金融がもっとも病んでいる点を一つだけ挙げると言われれば、私は躊躇なく「信用出来ないバランスシート」を挙げる。役職員の給与が高過ぎるとか雨の日に傘を貸さないといった点に金融の問題があるのではなく、公表されたバランスシートが信用出来ないところに最大の問題があるというのが私の見方である。

広く法個人から預金を集め、また資本市場からも多額の資金を調達することを認められた銀行が、その決算を意図的に操作し、操作されたバランスシートが公式の数値として公表される。92年以降の銀行決算の推移と公表不良債権の推移が、そのことを如実に示しているが、より重要なのは、そうした操作が官民暗黙の合意の上で行われていることである。「山一の飛ばし」(決算粉飾)は山一だけの特質ではなく、程度の差はあれ金融業界全体を覆っている体質的なものであり、それをモラルハザードと言っているのだろう。

今回提出された「梶山私案」は、その意図はどうあれそうした暗黙の合意に異議を申し立てるといって側面を持っている。商法285条に従った厳格な償却を実施すれば、少なからぬ数の銀行が債務超過に陥る可能性があるという現実を直視せずして、本当の金融改革は有り得ないという正論は、果たして単なる政争の具として終わるのか、それとも金融の病を正鵠に撃ち抜く時代の弾丸となるのか、それは今の段階では判らない。